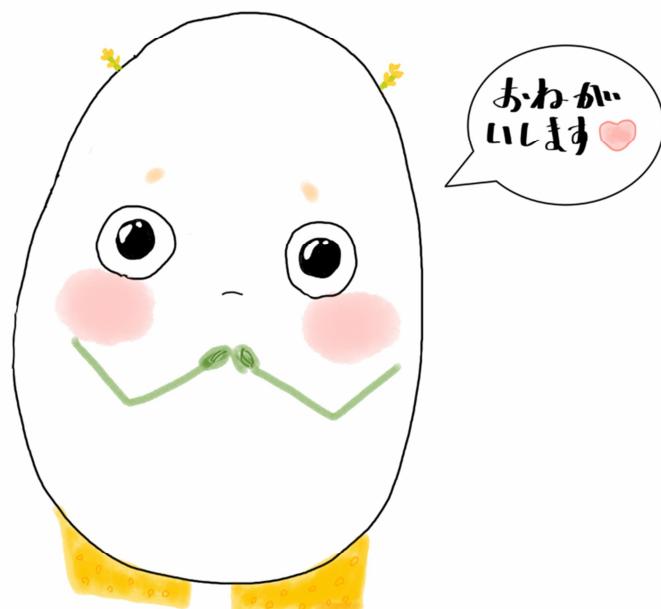


# 令和7年度

## 第1回 安平町総合教育会議

### 議 案

安平町への移住をおねがいする顔



令和5年度卒業の早来学園9年生が授業で作成した町非公式キャラクター「あびたまなっちー」

子ども達にも安平町に親しみを持ってほしいと願いから創られた。

日 時 令和8年1月28日（水）14時00分～

場 所 安平町役場 総合庁舎（中会議室1）

## 【会議レジュメ】

### 1 開 会

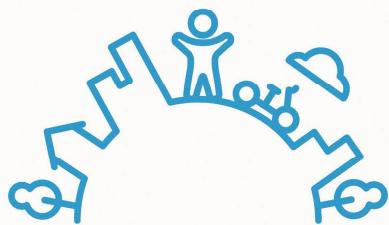
### 2 町長挨拶

### 3 協議・調整事項

- (1) 本日の議題の確認等について
- (2) 令和8年度の主な教育予算について
- (3) 第3次安平町総合計画策定について
- (4) 生涯学習計画をもとにした今後の教育の方向性について

### 4 そ の 他

### 5 閉 会



Child  
Friendly  
Cities  
Initiative

unicef   
for every child

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕(抄)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

安平町総合教育会議設置規程

(設置)

**第1条** この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、安平町における教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、安平町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 安平町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 安平町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

**第3条** 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

**第4条** 会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

**第5条** 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聞くことができる。

(会議の公開)

**第6条** 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(庶務)

**第7条** 会議の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## 【本日の議題】

### ○安平町総合教育会議設置規程

#### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 安平町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 安平町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (2) 令和8年度の主な教育予算について

【安平町総合教育会議設置規程第2条第1項第2号関係】

令和8（2026）年度で実施が予定される教育委員会事務局所掌事業について確認し、町長及び教育委員会の間で現在抱える課題感を共有したいと考えます。

### (3) 第3次安平町総合計画策定について

【安平町総合教育会議設置規程第2条第1項第2号関係】

第2次総合計画が令和8（2026）年度で計画期間満了となることから、現在作業を進めている第3次計画の策定の方向性を確認し、今後の「子育て・教育」分野の立ち位置を共有したいと考えます。

### (4) 生涯学習計画をもとにした今後の教育の方向性について

【安平町総合教育会議設置規程第2条第1項第1号関係】

生涯学習計画に基づく策定後の状況について、教育長より共有していただきます。

※規程第2条第1項第3号については、本日議題がないもの。

# 安平町総合計画実施計画 教育・子育て事業一覧表(令和8年度)

番号	事業名	グループ	新規・継続	全体概要	令和8年度	
					事業内容	事業費(千円)
1	日本型CFCI実践事業 【H30～】	学校教育	継続	CFCI実践自治体として、CFCI委員会やこども環境学会への参加機会の確保と(仮称)子ども環境条例制定、子ども意見聴取に向けた取り組みを推進する。	旅費101千円、参考図書20千円、情報発信27千円、講師謝礼450千円、オンラインプラットフォーム2,261千円	2,859
2	体調不良児保育事業 【R5～】	学校教育	継続	登園中の体調不良となった方を保育する事業である。当町子ども・子育て支援事業計画にて設置検討する旨明記しており、R5の視察結果を踏まえ、「体調不良児対応型」形式の導入を両園と調整済み。R5-7調査検討→R8設置準備→R9運営開始を予定。	設置検討	
3	乳児等通園支援事業 【R8～】	学校教育	新規	未就園児を対象に一時預かりを行い、面談を通じてこども及び保護者の状況を把握し、子育てに関する助言等を行う。	運営経費支援	3,108
4	校内支援センター設置事業 【R8～】	学校教育	新規	校内支援センターを設置し、校内マイスターや学びのサポートを配置することで、学校内に安心できる居場所と学習支援の拠点を整備する。	・支援員1名1,537千円 ・SSW1名574千円 ・備品購入2,261千円	4,372
5	保育教諭確保補助事業 【H28～】	学校教育	継続	全国の共通的な課題である保育教諭の確保に向けて、不足する人材の確保に関する支援を実施。加えて、赴任・引越し手当の補助を令和4年度より導入し、新たに赴任する保育教諭の金銭的負担を図ることで、人材獲得をさらに後押ししている。	契約金補助250千円*2、赴任手当80千円*2	660
6	あびら教育プラン推進事業 【R4～】	学校教育	継続	日本一の公教育を目指し、地域で子どもを育てる大人を増やすことを目指す姿として、子どもから大人の遊び・学び・挑戦をサポートし、安平町の学校教育・社会教育の垣根を越えた取組みを実施する。	・委託料9,200千円 ・先進地視察401千円 ・講師謝礼160千円 ・外部研修受講料 120千円 ・オンライン支援利用料330千円	10,211
7	教育・保育施設整備事業 【R5～】	学校教育	継続	令和3年3月策定町学校施設当町寿命化計画に基づく施設の町寿命化や、施設内外の維持管理を計画的に執行することで、財政負担の平準化を図りながら、施設利用児童等の健康リスクの低減による安心と、負傷リスクの低減による安全の確保を実現する。	はや子エアコン設置工事16,143千円、おい子ドア等3,329千円	19,472
8	学校運営協議会・地学協働本部機能強化推進事業 【R8～】	学校教育	新規	学校運営協議会の存在意義を明確にし、その活動を持続可能なものにするために、文科省が推奨する「学校運営協議会と地域学校協同活動との一体的な推進」と、社会教育活動等との包括的な改革を進めます。	講師謝礼300千円、先進地視察801千円、報酬402千円、費用弁償29千円、委託料2,900千円、地学協働視察415千円	4,847
9	地域プロジェクトマネージャー導入事業 【R6～】	学校教育	継続	新しい学校を中心とした地域や家庭との連携による子育て及び教育の充実を図るために、プロジェクトマネージャー導入。義務教育学校設置後3年間(R5～R7)の草創期を円滑に進めること及び追分小中一貫校の更なるパワーアップを企図するもの。	地域プロジェクトマネージャー2名	18,383

番号	事業名	グループ	新規・継続	全体概要	令和8年度	
					事業内容	事業費(千円)
10	教員働き方改革・ICT推進事業【R3～】	学校教育	継続	ICTを活用した教員の働き方改革のためのICT機器導入とその活用や各種設定操作など特殊な知識と技術を備えた専門員を配置し、ICT機器を活用した教員働き方改革を推進するもの。	iPhoneレンタル料2,693千円、ICTサポート業務委託料4,219千円、校務用PC1,124千円	8,036
11	教育ICT環境構築による地域コミュニティ活性化事業【R8～9】	学校教育	新規	校務支援システムpipitを改修し、教員の働き方改革を進める。	校務支援システム改修(通知表保護者通知、学童情報共有)	
12	デジタルドリル導入事業【R6～8】	学校教育	継続	GIGAスクール構想で導入したタブレット端末(Ipad)について、現状は学校内のみ使用。学習方法の変化や副教材(ドリル)の持ち帰り量の削減などから、デジタルドリルの導入を行いタブレットの持ち帰り利用を進めるもの。	デジタルドリル導入	2,310
13	学習用タブレット端末更新事業【R7～8】	学校教育	継続	令和元年から令和4年にかけて国のGIGAスクール構想に基づき導入を行ったタブレット端末(Ipad)の耐用年数(3～5年)を考慮し令和7年度から段階的にタブレットの更新を行う。その際、タブレットの管理ソフトの契約の更新も合わせて実施する。	学習用タブレット更新348台	23,611
14	教科書及び指導書購入事業【R7～】	学校教育	継続	教員が質の高い授業を行い、児童生徒の学習への理解を深めるための教材として、また、公教育の公平性を保ちつつ、効果的な授業を計画・実行するために指導者用デジタル教科書を導入するものである。	デジタル指導書一式	1,347
15	学習教材、環境備品購入事業【R5～9】	学校教育	継続	授業改善の取り組みの一環として新規の備品購入及び老朽化した備品購入を行う。	学校備品購入一式	1,958
16	地域スポーツ・文化環境体制整備事業【R5～】	学校教育	継続	中学校の部活動の地域移行後のクラブ活動の支援を行う。	講師謝礼150千円、委託料13,096千円、クラブ活動支援金4,608千円	17,855
17	学校施設改修事業【H26～R10】	学校教育	継続	追分中学校の特別教室にエアコンを設置する。生徒数増に対応するため、早来学園の増築を行う。	追分中エアコン設置4,748千円	4,748
18	学校教育環境整備事業【R6～9】	学校教育	継続	追分中学校の地域開放に係る工事や備品購入等、追分小学校の備品の購入を行う。	備品購入	
19	早来学園(まなびお)魅力化・管理清掃業務委託【R6～】	学校教育	継続	早来学園の魅力向上のため、イベント企画等を委託する。合わせて管理清掃業務を委託する。	コンシェルジュ業務委託1,791千円、管理清掃業務委託7,783千円	9,574
20	追分高等学校魅力化創出事業【H23～】	学校教育	継続	追分高等学校存続のため、北海道追分高等学校教育振興会の行う追高の魅力向上に資する取り組みに補助を行う。また、英会話講師派遣費用を負担する。	北海道追分高等学校教育振興会補助金13,788千円、英会話講師派遣302千円	14,127
21	学校給食センター施設設備品及び機器整備事業【R2～】	学校教育	継続	学校給食センターが建設されて10年超のため、計画的に施設、設備、調理器具等の老朽化対策を図っていく。	消耗品344千円、委託料215千円、修繕料165千円、備品購入費3,636千円	4,360

番号	事業名	グループ	新規・継続	全体概要	令和8年度	
					事業内容	事業費(千円)
23	せいこドーム維持管理経費	社会教育	継続	スポーツセンター(せいこドーム)の経年劣化による施設・設備改修工事等	・防水改修工事 109,450千円(アリナ接続部18,150千円、プール・渡り廊下91,300千円) ・プール丸柱塗装工事 1,083千円 ・圧縮機開放点検 3,300千円 ・ポリッシャー購入 247千円	114,080
24	ときわ球場整備事業	社会教育	継続	ときわ球場のLED照明設備リース料及び経年劣化による施設整備を行うもの	・ナイター照明リース料 3,963千円 ・グラウンド整備用土購入費 250千円	4,213
26	安平山スキー場整備事業	社会教育	継続	安平山スキー場の経年劣化等による設備改修工事等	・リフトオイル交換 935千円 ・油圧緊張シリンダ・ユニット更新工事 9,460千円	10,395
28	文化・スポーツ大会参加助成事業	社会教育	継続	町民等(町立学校の児童・生徒等)が全国・全国・国際規模で開催される大会等へ参加する遠征費等を助成し、文化・スポーツ活動の活性化に向けた支援をするもの	・文化スポーツ大会参加助成金	5,216
29	遠浅・安平各公民館整備事業	社会教育	継続	施設の定期的かつ適切な保全の実施により、施設の劣化を防ぐことで公民館機能を保ち、利用者に対し、快適に活動が出来る環境を提供する。	・遠浅公民館ガラス清掃業務委託	147
30	多目的スポーツセンター整備事業	社会教育	新規	多目的スポーツセンター(休憩室)のエアコン設置及び温暖化の影響による室内の気温上昇対策として遮熱フィルムの施工工事を行うもの	・エアコン設置工事(休憩室) 600千円 ・遮熱フィルム施工工事 1,991千円	2,591
32	鉄道資料館関係事業(道の駅関係)	社会教育	継続	鉄道資料館に保管展示しているSL D51-320号機やキハ183系の車両管理や整備のほか、SLの屋外展示やキハの車内公開等を行うもの。また、柏が丘公園内でミニSLの運行業務を行うもの。	・SL(D51-320)及びミニSL車両の管理・運行(SL保存協力会) 1,026千円 ・キハ183系の管理・公開(おおぞら会) 327千円 ・車両整備・点検及び消耗品費(索引車両点検・整備等) 1,358千円 ・鉄道資料館(展示ケース内)清掃業務 298千円	3,009
合計						291,489

# あびらの未来を、みんなで考える。

## 新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来の「かたち」を決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれていくます。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

### 未来の「かたち」を描く3つの段階

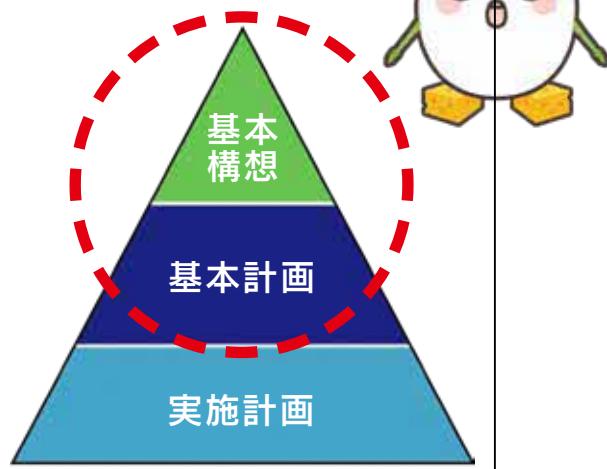
- ・**基本構想** 将来像を定め、その実現に向けた大きな方向性を示すもの
- ・**基本計画** 基本構想を実現するために実施する事業の方向性を示すもの
- ・**実施計画** 個別の事業を、具体的にどうやって行うかを示すもの

※この3つの段階を総称して「総合計画」と呼んでいます。

第3次総合計画策定に向けて「基本構想」と「基本計画」を新しくする準備をはじめたたま～！

### 〔第2次安平町総合計画の構成と期間〕

- H29～R8
- 基本構想（10年間）**  
町の将来像や政策、施策の大枠を示す長期的な指針。
  - 基本計画（前期2年間、中期4年間、後期4年間）**  
基本構想を実現するための中長期的な指針。政策を分野別にまとめ、現状と課題から事業の方向性などを示し、達成度を測るために成果指標を設定している。
  - 実施計画（3年スパンで、毎年度見直し）**  
基本計画に基づいた個別具体的な事業を立案。



### なぜ「総合計画」が大切なのでしょうか

「人口減少」や「少子高齢化」「自然災害への備え」「持続可能な地域づくり」など町や町民の皆さんには、たくさんの課題と向き合っています。

だからこそ、これから安平町をどんな町にしていくか、そしてそのためには何をするべきかを、町としてしっかりと定める必要があります。

この総合計画は「まちづくりの設計図」であるとともに「みんなで進む地図」でもあります。

# あびらの未来を、みんなで考える。

## 新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来の「かたち」を決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれていきます。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

### 前回のおさらい

広報あびら8月号では、次のことをお知らせしました。

- ・「総合計画」とは、町の未来のかたちを決める大切な計画。
- ・現在の第2次総合計画は、2017（平成29）年度から2026（令和8）年度まで10年間のもの。
- ・教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、安平町に関わるあらゆる分野の“方向性”を示す。



### 第3次（次期）総合計画の構成や基本事項

総合計画は「安平町まちづくり基本条例」に定められる「最上位計画」であることから、首長の改選期と整合を図る必要があります。そこで、第3次総合計画は、次の期間で計画をつくることにします。

- |       |   |
|-------|---|
| ●基本構想 | 令和9（2027）年度～令和16（2034）年度（8年間）   |
| ●基本計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画 令和9（2027）年度～令和12（2030）年度（4年間）</li> <li>・後期基本計画 令和13（2031）年度～令和16（2034）年度（4年間）</li> </ul> |

- ・令和8年4月、令和12年4月が想定される改選期であることから、その翌年から新しい基本計画が始まる想定をしています。
- ・計画の方向性は、役場組織内に設置される未来創生本部および専門部会や庁舎内グループウェアを活用し、全職員で確認、共通認識を図るとともに、その推進機能として庁内プロジェクトチームを設置して検討を進めます。
- ・未来創生委員会における議論とともに、各種アンケート調査やワークショップを実施するなどの機会を通じて町民と職員と協働する仕組みの中で計画づくりを進めます。

# 総合計画をつくる際に大切にしたい視点

現在の計画では『子育て、教育』を1丁目1番地の政策分野とし、これをきっかけに『回遊交流』(知って、来て、巡ってもらうこと) や『移住定住』(移り住んでもらうこと) につなげていくことを意識してきました。

この間、日本全体の人口が減少し始め、平成30年北海道胆振東部地震も重なって、当町では大幅な人口減少が進む中『ピンチをチャンスに』という合言葉のもと、魅力ある子育て・教育を知つていただき3年連続の人口の社会増(転入者数が転出者数を上回ること)という成果が現れたと考えられます。

まちの機能を維持するためには、引き続き多くの方に当町へ来ていただき、住んでいただくことが重要です。15年後に控える2040年問題(人口減少社会がもたらす問題の総称)を克服する社会を見据えながら、次の大きな4つの課題を踏まえ、町民と行政の協働による理想の将来像を定めます。

## 【安平町を取り巻く主な環境の変化(直面する社会課題)】

### ①担い手不足、働き手不足と社会情勢

人口減少社会がもたらす自治会、町内会活動をはじめとした各種活動の担い手不足、生産年齢人口の減少による働き手不足とこれに伴う税収減や物価高騰、社会保障費などの費用の増大に対応した計画とします。

### ②町民参画によるみんなにやさしいまちづくり

まちづくり基本条例では「町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有し、自らが主役としての責任と役割を担い、積極的にまちづくりへ参画することに努める」ことが規定されています。また、「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」による子どもの権利に関する理念を背景に、計画の策定にあたっては、子どもを含めた全世代の町民と行政による話し合いを通じて、それぞれの役割と責任を確認するとともに、町民一人ひとりがまちづくりに関心と責任を持ち、郷土への誇りを育むため、ひとりでも多くの町民に参画いただきながら計画をつくります。

### ③多様な人々を包み込む

性や心身の多様な状況の受容など、価値観やライフスタイルの変化に伴うニーズ(皆さんが大切にし、求めるもの)の多様化や外国に由来のある労働者の増加による多文化共生、農福連携を中心としたしうがいのある方々のさらなる活躍機会の向上を念頭に置いた共生社会の実現など、一人ひとりが生き生きと、楽しく、このまちでさまざまに居場所を確保し、活躍できる計画とします。

### ④地域資源を活用した地球温暖化への対応

待ったなしに進展する気候変動とこれに伴い増大する災害へ対応するために、ゼロカーボンシティを意識した既存公共施設、地域資源としてのストックの有効活用に留意した計画とします。



以上4つの視点をもちながら、変動的で不確実で複雑曖昧な先行きの見えにくい社会に対応し、自治体本来の目的である『町民の福祉(幸せ)の増進』に努めます。

総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ ②2751

# あびらの未来を、みんなで考える。

## 新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来のかたちを決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

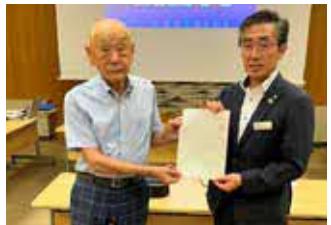
この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、安平町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれていく予定です。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

### 前回のおさらい

前号では、8月27日に新たに委嘱された「安平町未来創生委員」の皆様に対し、町長から第3次総合計画の策定に関して諮詢された内容と様子をお知らせしました。

具体的には、下記事項を未来創生委員会へ諮詢しています。



- ・令和9（2027）年度から令和16（2034）年度の8年を計画期間とする、基本的な目標を定める「基本構想」づくり
- ・令和9（2027）年度から令和12（2030）年度の4年を計画期間とする、分野別目標とその具体的取り組みを定める「前期基本計画」づくり

広報あびら9月号で、第3次総合計画策定に向けた方針を取り上げましたが、その最後に「自治体本来の目的である「町民の福祉（幸せ）の増進」に努めます」と結びました。

今号では、この結びの部分を少し掘り下げていきます。



### 自治体（地方公共団体）の役割

安平町（地方公共団体）の存在を規定する『地方自治法』という法律の中に、地方公共団体の“役割”が書かれています。

#### 【地方自治法 第1条の2第1項】

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

この役割を達成することが、安平町（地方公共団体）としての“目的”ということになります。

## 住民の福祉

ここでいう「福祉」とは、いったいどういう意味なのでしょうか。地方自治法には意味が直接書かれていなかったため表現の仕方はさまざまですが、おおむね次のとおりと理解されています。

### 【福祉の意味】

心身ともに健康で、安心して、自分らしく暮らすことができるよう、社会全体で支えること。

児童福祉や、高齢者福祉など分野的、制度的な意味での「福祉」よりも意味が広いたま～



## Well-being (ウェルビーイング)

この言葉を聞いたことがあるでしょうか。WHO（世界保健機関）では、50年以上前からこの考え方方に着目して取り組みが進められてきました。

SDGs（持続可能な開発目標）という国際連合が定めた世界共通の具体的目標を実現するための中心的理念にも据えられています。また、日本政府としても、各種計画や指標づくりの中で重視されるべき考え方として取り入れられています。

### 【ウェルビーイングの意味】

身体的にも、精神的にも、社会的にもできるだけ良いとされる状態のこと。

## まとめ 第3次総合計画で大切にしたい考え方

「福祉」と「ウェルビーイング」は、端的に表現すれば住民の皆様の『幸せ』につながりますが『幸せ』のかたちは人それぞれです。その多様な『幸せ』のかたちを追求できるような土台作りが「まちづくり」であり、その設計図が総合計画だと捉えています。

この総合計画の策定を義務付ける「町の憲法」といわれる「安平町まちづくり基本条例」には、次のような目的が明記されています。

### 【安平町まちづくり基本条例第1条】

この条例は、安平町におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町及び職員の責務並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、町民自ら考え行動する町民自治の実現を目的とします。

第3次総合計画は、多様な価値観を持つ町民の皆さんが求めるさまざまな形の「幸せ」を実現し、安平町で安心、安全に暮らせることを目指すための計画です。

### 【総合計画に関するご意見】

随時、受け付けています。インターネットからも受け付けていますので、ぜひご活用ください。右記二次元コードからもアクセスできます。

インターネット受付先：<https://www.harp.lg.jp/kyFPjdtc>

郵送先：〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場政策推進課 宛

FAX送付先：FAX ②2026



総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ ②2751

## 基本構想 = なぜやるか

- ・子どもたちの元気な声が地域に響くと、高齢者も元気になる
  - ・子育てを応援してくれる先輩世代が、いつまでも元気に活躍してもらいたい
  - ・『子育て・教育』という安平町の強みを生かして全ての世代の方がいきいきと過ごす
- そんな姿をイメージして『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』というスローガンを掲げ、まちづくりを進めています。

## 基本計画 = どうやるか

安平町は、次の6つの分野に分けてまちづくりを進めています。

- |          |                |           |
|----------|----------------|-----------|
| I 子育て・教育 | II 人づくり・コミュニティ | III 経済・産業 |
| IV 健康・福祉 | V 生活環境・生活基盤    | VI 行財政運営  |

最も優れた強みである『子育て・教育』分野を優先するべき分野として育て、それにより安平町への『移住・定住』や街中での『回遊・交流』の流れへ結びつけていくことを狙っています。

## 実施計画 = 何をやるか

住民の皆様に直接影響する、役場の各種取り組み（事業）のことです。

- ・地域の子どもたちが元気で楽しく子ども園や学校で過ごしてもらうための事業
- ・芸術文化に触れ、活発に地域活動ができるようにするための事業
- ・農林業や商業を元気にするための事業
- ・地域の医療を支えたり、皆様に健康になってもらうための事業
- ・道路や水道を維持管理し、安心安全に暮らすための事業
- ・上記の事業などを行う役場の機能を維持し、向上させるための事業



学校や道の駅の建設、保育料の軽減、プレミアム付き商品券を発行するなどの取り組みが住民の皆様にとって最も身近なことになるのではないかでしょうか。

「何をやるか」を考えるために、町として「どうやるのか」「なぜやるのか」をしっかりと明確に打ち立て、住民の皆様の理解を得ていく必要があります。

総合計画は、このような意味合いから『まちづくりの設計図』と表現しています。

### 【総合計画に関するご意見】

隨時、受け付けています。インターネットからも受け付けていますので、ぜひご活用ください。右記二次元バーコードからもアクセスできます。



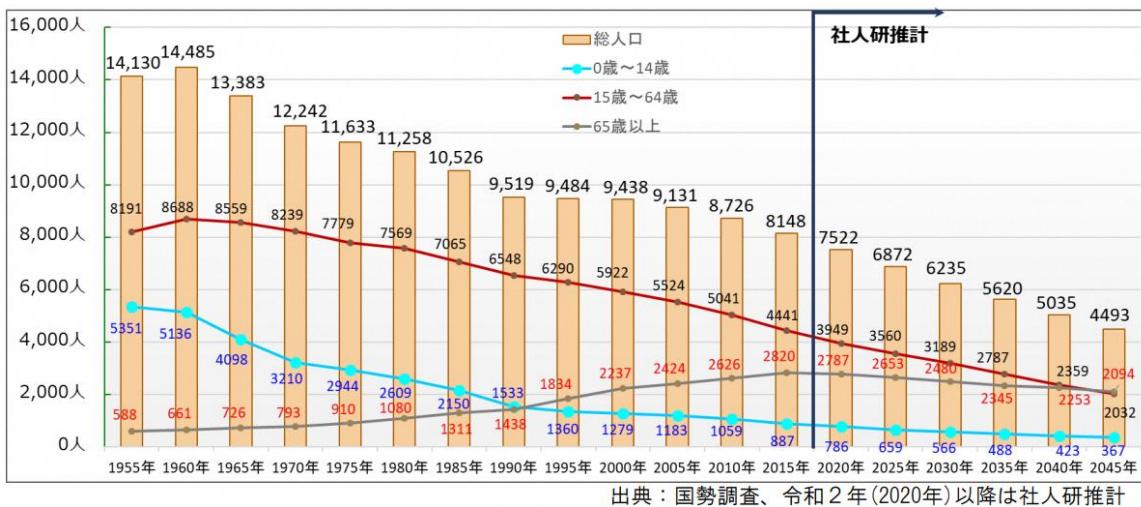
インターネット <https://www.harp.lg.jp/kyFPjdtc>

郵送先 〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場政策推進課宛

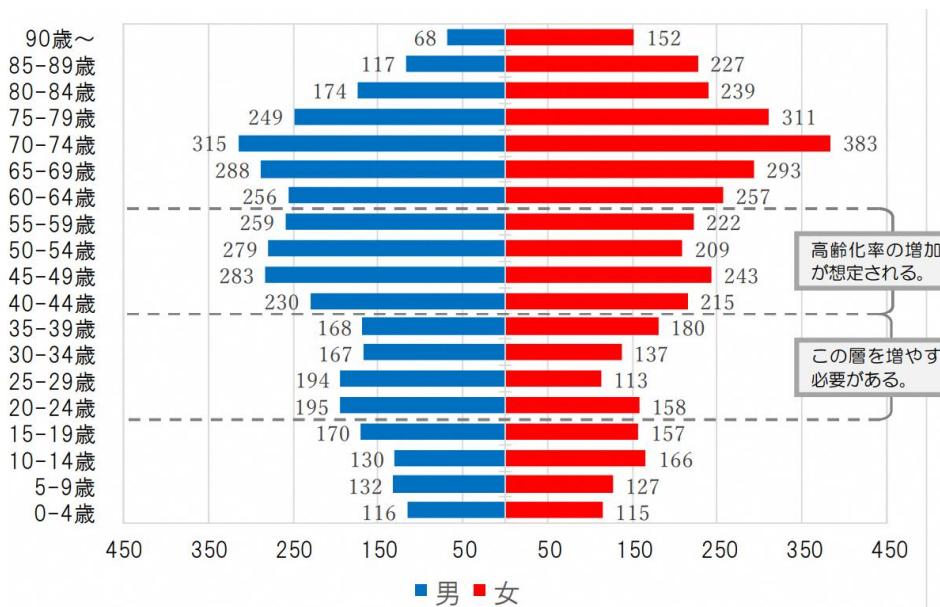
FAX送付先 FAX ②2026

総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ ②2751

## 安平町の総人口の推移と将来推計



## 安平町の人口ピラミッド



# 安平町の地域課題

## 急速な人口減少 (特に子育て世代)

若年層・子育て世代をターゲット  
とした人口減少対策が必要

第2次総合計画  
2017-2026

目指すべきまちの方向性

将来にわたって子どもの声が地域に響き、  
若者・子育て世代で賑わうまち

優先するべき  
政策分野

子育て・教育分野

日本一の公教育を目指すまち

効果が発揮される  
政策分野

移住・定住対策  
回遊・交流促進



第2次総合計画

2017-2026

2026（令和8年）年度で終了

目指すべきまちの方向性

将来にわたって子どもの声が地域に響き、

次は、どんな計画にするのか？

効果が發揮される

政策分野

移住・定住対策

回遊・交流促進

- ☑ 町民自ら考え行動する町民自治の実現
- ☑ 町は、まちづくりの主役である町民の主体性を支援し、共に歩む責務を負う

町民一人ひとりが  
**『しあわせをとりにいく』**  
ことを後押しするまちをつくるという考え方

CFCI  
子どもにやさしいまちづくり

子どもにやさしい=すべての人にやさしい

SDGs  
持続可能な開発目標

誰一人取り残さない